

第25期定時株主総会 招集ご通知

2023年1月1日～2023年12月31日



開催情報

1. 日時

2024年3月22日（金曜日）
開会 午前10時
（受付開始時刻 午前9時30分（予定））

2. 場所

埼玉県鶴ヶ島市富士見6丁目1番1
株式会社オプトラ
本社会場
049 (299) 8199

3. 目的事項

報告事項

- 第25期 事業報告の内容、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第25期 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件

- 株主総会会場の準備のため、ご来場者数を事前に把握したく、株主総会会場へご来場いただける株主様には、事前予約をお願いいたします。また、株主総会終了後、工場見学を実施致します。ご参加可能な株主様は、是非ご参加ください。
- 「株主専用ウェブサイト」で配信されるライブ中継動画を視聴することができます。

詳細については、招集ご通知をご参照ください。

株式会社オプトラ

（本店・本社所在地）
埼玉県鶴ヶ島市富士見6丁目1番1
証券コード：6235

目次

招集ご通知

第25期定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

事業報告

1. 企業集団の現況	9
2. 会社の現況	16
3. 業務の適正を確保するための体制 及び当該体制の運用状況の概要	27

連結計算書類

連結貸借対照表	32
連結損益計算書	33
連結株主資本等変動計算書	34

計算書類

貸借対照表	35
損益計算書	36
株主資本等変動計算書	37

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	38
計算書類に係る会計監査報告	41
監査役会の監査報告	44

株主総会参考書類（議案）

株主総会参考書類	46
----------	----

証券コード 6235

2024年3月6日

株 主 各 位

(本店・本社所在地)

埼玉県鶴ヶ島市富士見6丁目1番1

株 式 会 社 オ プ ト ラ ン

代表取締役社長執行役員 範 賢

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いいたします。

当社ウェブサイト <https://www.optorun.co.jp>
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IR資料室」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイト及び株主総会資料 掲載ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社データサービス)
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「オプトラン」又は「コード」に当社証券コードである「6235」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

株主総会資料 掲載ウェブサイト
<https://d.sokai.jp/6235/teiji/>
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。)

なお、当日ご出席不可の場合は、議決権行使は下記記載のいずれかにより可能ですので、よろしくをお願いいたします。

[書面による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対するご賛否を表示いただき、2024年3月21日(木曜日)午後5時30分までに到着するよう返送くださいますようお願い申しあげます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

本招集通知6頁及び8頁記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」に従って、2024年3月21日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会のお土産について】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月22日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 埼玉県鶴ヶ島市富士見6丁目1番1
株式会社オプトラン 本社会場
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」を参照
いただき、間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第25期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株主総会資料 掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前事項及び修正後事項を掲載いたします。

第25期定時株主総会及び工場見学についてのご案内

本総会及び工場見学に関し、ご案内申し上げます。

1. 開催日当日のご来場人数の把握について(事前予約)

株主総会会場の準備のため、来場者数を事前に把握したく、株主総会会場へご来場いただける株主様には、事前予約をお願いいたします。なお、事前予約が無い場合でも本総会に出席いただけます。

※予約期間：2024年3月11日(月曜日)～2024年3月15日(金曜日)

※予約時間：午前9時～午後5時30分

※予約方法

お申し込み宛先	soukai-info@optorun.co.jp
メール件名(株主番号：議決権行使書に記載)	●●●●(株主番号)出席申込
メール本文	氏名(フルネーム)とご連絡先

メールアドレスをお持ちでない場合には、049-299-8199までご連絡をお願いします。(申込期限は、メールで申し込みをいただく場合と同じになります。)

2. ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のご案内

本総会では、株主総会会場に来場されなくてもインターネット等を用いて遠隔地などから参加が可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」(以下、「本バーチャル株主総会」)を導入いたします。

本バーチャル株主総会への参加を強く推奨申し上げますとともに、参加を希望される場合は、下記事項をご確認くださいようお願い申し上げます。

記

【1】本バーチャル株主総会とは

- (1) 会場に出席されない株主様がIDとパスワードによる株主確認を経て、「株主専用ウェブサイト」で配信されるライブ中継動画を視聴するものであります。
- (2) 本バーチャル株主総会においては、議決権行使や会社法上の質問、動議はできませんが、ライブ中継動画を視聴しながら質問を送信することができます。多くお寄せいただいたご質問を中心に回答をさせていただくことを予定しておりますが、全てのご質問へのご回答をお約束するものではございませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 前項において質問が以下の内容の場合は、ご回答できません。
 - ①株主総会の目的事項に該当しない場合
 - ②個人のプライバシー侵害や誹謗中傷する内容
 - ③質問の趣旨が不明の場合
 - ④後記「【2】(3)」を順守しない場合
 - ⑤その他、法令に抵触する事項や不適切と思われる内容
- (4) 本バーチャル株主総会に参加される場合でも、議決権行使はできませんので、インターネット又は郵送による議決権の事前行使を推奨申し上げます。

【2】参加の手続き

- (1) 本バーチャル株主総会により参加される株主様は、後記「【4】」に記載のID（株主番号）とパスワードを後記「【5】」の「株主専用ウェブサイト」で入力してください。
- (2) 本バーチャル株主総会に参加される株主様は、会社法で定める出席には当たりません。したがって、当日は議決権を行使できませんので2024年3月21日（木曜日）午後5時30分までに書面又はインターネットにより議決権を行使ください。
- (3) 質問の文字数は1回あたり300字以内としてください。
- (4) 質問は、日本語に限定させていただきます。
- (5) 質問では動議を提出することはできません。
- (6) 多くお寄せいただいたご質問を中心に回答をさせていただきますが、全てのご質問へのご回答をお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

【3】その他

- (1) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 本バーチャル株主総会参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (3) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた被害については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (4) 本バーチャル株主総会に参加いただけるのは、当社株主名簿（2023年12月31日現在）に記載された単元株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- (5) 本バーチャル株主総会につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。

【4】ID及びパスワード

- ID 株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）
※議決権行使書用紙を投函前に株主番号をお手元にお控えください。
- パスワード 郵便番号（株主様の2023年12月31日時点での登録住所の郵便番号7桁の半角数字）
（海外の株主様は、2023年12月31日時点での常任代理人又は国内送付先（双方該当する場合は国内送付先を優先させていただきます）のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字）

【5】株主専用ウェブサイト

アドレス <https://6235.ksoukai.jp>

■ご視聴方法に関するお問い合わせ

電話番号：03-6833-6895

受付日時：2024年3月21日（木曜日）9時30分から21時まで及び
2024年3月22日（金曜日）9時30分から株主総会終了まで

3. 工場見学について

株主総会終了後、本社敷地内の工場見学を実施いたします。ご参加可能な株主様は、是非ご参加ください。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月22日（金曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時30分予定）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年3月21日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

8頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月21日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

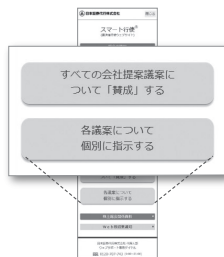
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

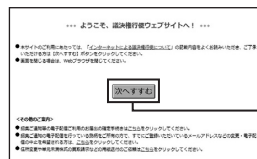
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

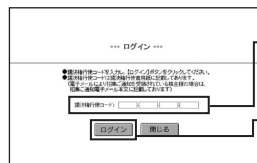
議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

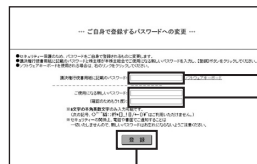
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル
[電話] 0120 (707) 743
受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2023年1月1日～2023年12月31日)における世界経済は、緩やかな回復が見られる一方、世界的なインフレに伴う金融引き締め長期化や地政学リスクの高まり等、先行きは不透明な状況が続いております。

光学薄膜装置分野の世界市場においては、スマートフォンの機能高度化、自動車のインストルメントパネルタッチパネル化、ヘッドアップディスプレイの搭載率増加、自動運転に伴うセンサ・カメラ機能の拡充、光電子分野のスマートグラスやヘッドアップディスプレイ等のAR/VRデバイス、ミニLED、マイクロLED等の応用範囲拡大、さらにはBAW/SAWやRFフィルタ等の通信デバイス関連、太陽電池、リチウム電池、パワーデバイス等のグリーンエネルギー分野も加わり、事業機会は拡大を続けております。

このような状況の下、受注高は、前年同期比で減少であったものの、スマートフォンカメラモジュール及びタッチパネル、自動車、LED向けが堅調に推移すると共に、AIスマートフォン向け受注も始まりました。

分野別売上高は、スマートフォンカメラモジュール、自動車、AR/VR、LED向け装置販売が好調であったことにより、前年同期比で増収となりました。

利益面では、利益率の高いALD装置販売の貢献、調達コスト削減や作業効率改善等の原価改善活動の取り組みにより、営業利益は前年同期比で増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、為替予約決済による為替差損の計上があり、前年同期比で減益となりました。

その結果、受注高は24,080百万円(前期比44.2%減)、売上高は36,807百万円(同7.3%増)、営業利益は9,751百万円(同30.9%増)、経常利益は6,051百万円(同30.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は4,631百万円(同32.8%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は3,113百万円であります。

その主なものは、連結子会社の光馳半導体技術（上海）有限公司工場建設及び当社研究開発拠点改修工事によるものです。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

2023年7月にナノリソティックス株式会社及びOptorun Vina Company Limitedを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (2021年12月期)	第 24 期 (2022年12月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売上高(千円)	37,491,308	30,891,957	34,304,362	36,807,389
経常利益(千円)	8,609,757	7,901,370	8,762,978	6,051,376
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	6,796,827	6,330,254	6,889,822	4,631,671
1株当たり当期純利益 (円)	159.05	146.83	159.01	106.14
総資産(千円)	54,327,299	64,674,791	82,916,234	78,490,857
純資産(千円)	39,515,411	46,083,724	52,158,647	56,915,870
1株当たり純資産 (円)	918.96	1,066.04	1,199.06	1,285.31

(注) 第24期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第24期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (2021年12月期)	第 24 期 (2022年12月期)	第 25 期 (当事業年度) (2023年12月期)
売 上 高(千円)	35,658,191	28,938,416	28,927,305	31,819,048
経 常 利 益(千円)	9,415,580	5,097,585	4,080,605	6,175,154
当 期 純 利 益(千円)	8,029,766	3,814,766	2,967,770	5,540,565
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	187.90	88.48	68.49	126.97
総 資 産(千円)	43,703,015	46,456,718	55,402,686	51,500,559
純 資 産(千円)	28,917,280	30,776,351	31,753,588	35,464,232
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	672.95	712.15	730.22	809.41

(注) 第24期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第24期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
光 馳 科 技 (上 海) 有 限 公 司	800,000千円	100.0%	成膜装置の製造及び関連する事業
光 馳 科 技 股 份 有 限 公 司 (台 湾)	220,000千台湾ドル	100.0	成膜装置の製造及び関連する事業
Optorun USA, INC.	1,000千米ドル	100.0	成膜装置に関する米国市場マーケティング・技術情報収集
光 馳 (上 海) 商 貿 有 限 公 司	1,000千米ドル	100.0	成膜装置の販売及び関連する事業
光 馳 半 導 体 技 術 (上 海) 有 限 公 司	120,000千元	89.6	成膜装置の販売及び関連する事業
Afly solution Oy	2,500ユーロ	100.0	成膜装置の設計及び関連する事業
Optorun Vina Company Limited	43,000,000 千ベトナムドン	100.0	部品加工、部品販売、設計、 顧客支援及び関連する事業
ナノリソティックス 株 式 会 社	170,000千円	58.8	光学製品への精密加工装置の開発、 製造、販売及び関連する事業

(注) 1. 光馳半導体技術(上海)有限公司に関する当社の議決権は、当社の間接保有分を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、ナノリソティックス株式会社及びOptorun Vina Company Limitedを新たに設立したため連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「薄膜技術の限界にチャレンジすることを通じ、高度情報化社会への貢献を実現する」という使命を掲げ、「国際性ある経営陣・社員が知識創造型企業を目指す」を信条とし、「オプトナノテクノロジーをコア技術とし、お客様にトータルソリューションを提供する」というビジョンのもと、光学薄膜装置のリーディングカンパニーとして、積極的に事業を展開しております。

当社グループ事業に関連する最終製品市場の技術革新は著しく、生成AI革命により、光学、半導体光学融合、電子デバイスの全事業領域を通じて、成膜需要拡大が期待されます。

光学（スマートフォン）領域では、上位機種での生成AI機能搭載やカメラの複眼化・大判化による高機能化は続くと思っております。半導体光学融合領域では、当社創業期からの技術である光通信機器への成膜技術を応用した光電融合デバイスへの成膜、スマートグラスやヘッドマウントディスプレイの空間コンピュータへのセンサ・カメラ・ディスプレイへの成膜需要及び市場拡大を見込んでおります。電子デバイス領域では、パワー半導体や全固体電池等のグリーンエネルギー関連分野やBAW/SAW/RFフィルタの通信デバイス関連の成膜需要及び市場規模拡大を見込んでおります。

このような環境の中、当社が認識している課題は以下のとおりであります。

① 事業領域別グローバル事業運営体制構築

競争激化するグローバル市場において持続的成長を実現するためには、顧客起点で、本社と各拠点がより一体となって製品・ソリューションを提供していく体制が必要です。従来の地域・拠点を中心とした事業運営から、市場動向・当社製品群にあった事業運営を行うため、光学・半導体光学融合・電子デバイスの3つのコア事業領域に対し、各地域・拠点と各事業領域に属する研究開発・生産・販売・管理の各機能を相互横断的に組織することで、事業領域ごとに権限と責任を明確にしたグローバル運営体制を構築します。事業領域別グローバル運営体制構築により、さらなる成長機会の獲得や顧客価値を創造し、市場競争を勝ち抜く経営基盤の拡充を図ります。

また、中長期的な成長に資する人財への投資を積極的に行い、グローバルで多様な人財採用・育成やエンゲージメントを重視した経営に取り組み、持続的成長を実現する企業を目指します。

② 持続可能なサプライチェーン構築及び成長・戦略投資

異常気象による自然災害や地政学リスクが高まっております。当社グループ事業は中華圏市場への依存度が高く、不測の自体が発生した際にサプライチェーンが寸断される可能性があることから、持続可能なサプライチェーン構築が急務であります。

当社グループは、日本において埼玉県鶴ヶ島市に本社を移転し、グローバル研究開発・生産活動の統括機能を拡充するとともに、新たな研究開発・生産拠点としてベトナムハノイ近郊にOptorun Vina Company Limitedを新設し、東南アジア市場での橋頭保を築くことによってグローバルサプライチェーンのリスク分散を図ります。

中国においては、光馳科技（上海）有限公司の設備投資や光馳半導体技術（上海）有限公司の工場稼働開始に伴い、両拠点における「地産地消」体制を確立し、研究開発強化やさらなるコスト削減・生産効率向上・品質管理を徹底いたします。

また、中長期的な事業成長を目指すため、研究開発支出を通じて成膜技術・ノウハウを進化させるとともに、自社に無い技術の獲得に向けて、他社と技術・事業提携等の連携やM&Aを通じた成長・戦略投資を実施し、事業規模拡大を目指します。また、産学連携による新技術開発及び新事業の創出に取り組み、より一層の企業価値向上を図ります。

③ 資本コストや株価を意識した経営の実現

当社は資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、中期経営計画の経営目標として、営業利益率20%超およびROE（自己資本利益率）10%超を掲げております。株主価値の向上に向けて、持続的な成長を見据え、資本コストを意識した積極的な研究開発、設備投資、M&Aを含む戦略事業提携を推進すると同時に、株主還元としては、安定配当を実施し、機動的な自己株式取得を検討してまいります。

④ サステナブル経営の推進

持続可能な社会の実現と企業の社会的価値向上を目指し、SDGs・ESGへの取り組みを重視したサステナブル経営を推進いたします。

環境・社会においては、昨年、TCFDへの賛同を表明し、CO2排出に関する情報開示を開始しております他、環境負荷を低減する製品開発や地域貢献活動に積極的に取り組み、環境社会に配慮した企業を目指します。また、人的資本に関わる開示も進めております。

ガバナンスにおいては、経営の透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、ステークホルダーと積極的な対話を行い、持続的成長に向けた強固なガバナンスを目指します。

- (5) **主要な事業内容** (2023年12月31日現在)
 当社グループは成膜装置の製造・販売を主要な事業としております。

- (6) **主要な営業所及び工場** (2023年12月31日現在)

当 社	本店・本社：埼玉県鶴ヶ島市富士見6丁目1番1 技術開発センター：埼玉県川越市竹野10-1
光馳科技（上海）有限公司	中国 上海市
光馳科技股份有限公司（台湾）	台湾 苗栗県竹南鎮
Optorun USA, INC.	米国 カリフォルニア州サニーベール市
光 馳 半 導 体 技 術 （ 上 海 ） 有 限 公 司	中国 上海市
Afly solution Oy	フィンランド エスポー
Optorun Vina Company Limited	ベトナム バクニン省 ティエンソン
ナノリソティックス 株 式 会 社	日本 埼玉県鶴ヶ島市

(注) 当社では、2023年4月1日に本店を、2023年8月7日に本社を移転しております。

- (7) **使用人の状況** (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
638名	31名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
 2. 当社グループは成膜装置事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
93名	6名増	39.8歳	9.1年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

- (8) **主要な借入先の状況** (2023年12月31日現在)

該当事項はありません。

- (9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 177,432,000株
- ② 発行済株式の総数 44,358,000株
- ③ 株主数 9,253名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
浙江水晶光电科技股份有限公司	6,507千株	14.85%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,763	10.87
孫 大 雄	2,531	5.78
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,474	5.65
J S R 株 式 会 社	2,310	5.27
BNP PARIBAS LUXEMBOURG / 2 S / JASDEC SECURITIES / UCITS ASSETS	1,368	3.12
株 式 会 社 ア ル バ ッ ク	1,038	2.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 2 2 7	965	2.20
林 為 平	795	1.82
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	668	1.52

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 2023年12月14日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No. 5において、ニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるメロン・インベストメンツ・コーポレーション (Mellon Investments Corporation) が2023年12月11日でそれぞれ以下の株式を所有している記載がありますものの、当社として2023年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主数の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書No. 5の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館	1,513	3.41
メロン・インベストメンツ・コーポレーション (Mellon Investments Corporation)	アメリカ合衆国、マサチューセッツ州02108、ボストン、ワン・ボストン・プレイス、BNYメロン・センター	64	0.14

3. 2023年11月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No. 2において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2023年11月15日でそれぞれ以下の株式を所有している記載がありますものの、当社として2023年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主数の状況には含めてお

りません。
 なお、その変更報告書No. 2の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券 等の数 (千株)	株券等保 有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	1,336	3.01
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	489	1.01

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	89,694株	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2.(3)④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2016年1月21日
新株予約権の数		111個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 333,000株 (新株予約権1個につき3,000株) (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 930,000円 (1株当たり 310円) (注) 1
権利行使期間		2018年1月21日から 2026年1月21日まで
行使の条件		(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 111個 目的となる株式数 333,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

- (注) 1. 2017年3月18日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割及び2017年10月13日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. その他の新株予約権条件は以下のとおりです。
- ①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）が死亡した場合、新株予約権の相続を認めない。

②新株予約権者が2016年1月21日開催の取締役会の決議（以下、「本決議」といいます。）時点で当社の取締役、社外協力者（当社相談役）である場合、本決議から2年間、当社又は当社の子会社に継続勤務した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、当社から当社の子会社への異動、当社の子会社から当社へ異動した場合も継続勤務に含まれるものとする。

③新株予約権者が本決議から2年間が経過する前に、当社及び当社の子会社を退職した場合は、新株予約権の権利行使を一切認めないものとし、②を充足した上で当社及び当社の子会社を退職した場合は、②で定める条件に従い、新株予約権者は本新株予約権を行使することができる。

④その他の権利付与の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	林 為 平	会長
代表取締役	範 實	社長執行役員 技術開発本部長
取締役	山 田 満 男	執行役員経営管理部長
取締役	林 敏	浙江水晶光電科技股份有限公司董事長
取締役	山 崎 直 子	株式会社トプコン社外取締役 ファナック株式会社社外取締役 慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート特任教授
取締役	瀧 口 匡	ウエルインベストメント株式会社 代表取締役社長 学校法人早稲田大学客員教授 株式会社フェイス取締役 VALUENEX株式会社取締役
取締役	島 岡 未 来 子	学校法人早稲田大学教授
常勤監査役	小 林 信 一	
監査役	佐 々 田 博 信	佐々田博信 公認会計士事務所代表
監査役	片 山 律	東京都医師会タバコ対策委員 Wealth Management法律事務所パートナー Wealth Management株式会社監査役 株式会社Fujiyama Fund代表取締役 エナジーグリッド株式会社監査役

- (注) 1. 取締役林敏氏、取締役山崎直子氏、取締役瀧口匡氏及び取締役島岡未来子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役佐々田博信氏及び監査役片山律氏は、社外監査役であります。
3. 監査役佐々田博信氏は、公認会計士として、会計事務所での業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役片山律氏は、弁護士として、法律事務所での業務経験を有し、法律分野に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、山崎直子氏、瀧口匡氏、島岡未来子氏、佐々田博信氏及び片山律氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で

締結しており、2024年度も更新を予定しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員、諸役、退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等が補填されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の場合の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

(イ) 当社役員報酬の概要

当社の常勤取締役の報酬は、基本報酬、賞与、退任型譲渡制限付株式付与、業績条件型譲渡制限付株式付与で構成されており、株主総会で決議されたそれぞれの報酬限度額の範囲内で各取締役の役位と当社業績等を総合的に勘案し、基本報酬、賞与については当社役員報酬規程、報酬委員会規程に基づき報酬委員会の決議により決定されており、取締役会に報告されております。また、退任型譲渡制限付株式、業績条件型譲渡制限付株式については、当社役員報酬規程、役員株式報酬規程に基づき取締役会の決議により決定されております。

基本報酬は、固定報酬部分と業績連動賞与で構成されております。業績連動賞与は、役員の基本報酬を業績連動と関係づけ支給すると位置づけを明確にするため、事業年度の業績見通しにコミットし、業績実現を目指すためのインセンティブとして支給しております。賞与の計算方法は、過去5年間の（賞与総額/連結経常利益）比率の平均%に当該事業年度の事業計画における連結予算経常利益を乗じた数値を賞与総額とし役員間の配分は報酬委員会で承認し決定しております。また、業績結果が事業計画を超えた場合は、追加報酬として賞与を支給し、下回った場合は翌年度報酬にて減額調整を行うことにしております。なお、当事業年度における当初事業計画では連結経常利益は86億円、2023年度実績としては60億円になりました。

役員の基本報酬の支給方法は、基本報酬（固定報酬部分と業績連動賞与の両方を合計）を定期同額報酬として毎月、支給しております。

譲渡制限付株式付与のための報酬については、2019年3月27日開催の第20期定時株主総会において実施につき承認された退任型譲渡制限付株式付与と2023年3月28日開催の第24期定時株主総会において実施につき承認された業績条件型譲渡制限付株式付与の2つの制度となります。

(ロ) 取締役の個人別報酬等の決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(常勤取締役について)

a. 基本報酬（固定報酬）に関する方針

当社が定める役員別金額に基づき支給いたします。

b. 基本報酬（業績連動賞与）と賞与に関する方針

対象年度の経常利益の事業計画と実績の対比で計算し役員別に配分した金額につき、報酬委員会の委員の過半数の承認により決定するものとします。

c. 株式報酬に関する方針

2つの種類の譲渡制限付株式については、取締役会で決定しております。

業績条件型譲渡制限付株式付与については、当社が定める業績評価期間経過後、当社が定める業績目標が達成された場合に限り、当該株式の譲渡制限を解除し、株式を付与するものとします。

(非常勤取締役について)

非常勤取締役の報酬は固定報酬であり、当該役員の社会的地位、会社への貢献度及び就任の事情等を総合的に勘案して決定しております。ただし、社会情勢の変化・事業の動

向・事業への貢献度・事業の観点からみた当該役員の事情変化等により、必要な見直しを行うこととしております。

(監査役について)

当社の監査役の報酬は、職務執行を監査する権限を有する独立した立場に鑑み固定報酬のみ支給しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 賞与	非金銭報酬 (退任型譲渡制限 付株式)	非金銭報酬 (業績条件型譲渡 制限付株式)	
取締役 (うち社外取締役)	642 (32)	110 (32)	375 (-)	49 (-)	107 (-)	8 (5)
監査役 (うち社外監査役)	15 (8)	15 (8)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	657 (40)	125 (40)	375 (-)	49 (-)	107 (-)	11 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の第18期定時株主総会において、年額800百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の第18期定時株主総会において、年額35百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役に対する退任型譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2019年3月27日開催の第20期定時株主総会において、1. 記載の報酬限度額とは別枠で年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。
5. 取締役に対する業績条件型譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2023年3月28日開催の第24期定時株主総会において、1. 記載の報酬限度額とは別枠で年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名です。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「2. (3)④イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
7. 取締役会は、報酬委員会に対し各取締役の固定報酬部分と業績連動賞与の額の決定を委任しております。委任した理由は、独立社外取締役を構成員の過半数とした報酬委員会で決議することにより、報酬の適切性、透明性を確保することができると判断したためであります。報酬委員会の構成員は以下のとおりであります。

委員長及び委員の別	氏名	地位・担当
委員長	範 實	代表取締役社長執行役員
委員	山崎 直子	社外取締役
委員	瀧口 匡	社外取締役

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役林敏氏は、当社の主要株主である浙江水晶光電科技股份有限公司の董事長を務めております。当社と同社には、商取引があります。
- ・取締役山崎直子氏は、株式会社トプコン社外取締役、ファナック株式会社社外取締役及び慶應義塾大学特任教授を務めております。当社と両社及び同校との間には特別の関係はありません。
- ・取締役瀧口匡氏は、ウエルインベストメント株式会社代表取締役社長、学校法人早稲田大学客員教授等を務めております。ウエルインベストメント株式会社は当社が出資する早稲田投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。取引の規模及び性質に照らして重要なものはありません。また、当社は、2017年から5年間に亘って、学校法人早稲田大学に対し年間1,000万円の寄付を行っていましたが、取引の規模及び性質に照らして重要なものはありません。その他「2. (3) ①取締役及び監査役の状況」に記載する兼職がありますが、当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役島岡未来子氏は、学校法人早稲田大学教授を務めております。当社は、2017年から5年間に亘って、学校法人早稲田大学に対し年間1,000万円の寄付を行っていましたが、取引の規模及び性質に照らして重要なものはありません。
- ・監査役佐々田博信氏は、佐々田博信 公認会計士事務所代表を務めております。当社と同所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役片山律氏は、東京都医師会タバコ対策委員、Wealth Management法律事務所パートナー、株式会社Fujiyama Fund代表取締役、Wealth Management株式会社監査役、エナジーグリッド株式会社監査役を務めております。当社と同会、同所及び両社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 林 敏	当事業年度に開催された取締役会12回のうち9回に出席し、取締役会では、主に海外会社経営の見地から積極的に意見を述べており、また、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 山 崎 直 子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、取締役会では、主に宇宙工学及び企業経営の見地から積極的に意見を述べており、また、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 瀧 口 匡	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、取締役会では、主に企業経営の見地から積極的に意見を述べており、また、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 島 岡 未 来 子	2023年3月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、取締役会では、主に人材育成及び事業発展の見地から積極的に意見を述べており、また、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 佐 々 田 博 信	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会14回のうち14回に出席し、主に財務・会計等の知見を活かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 片 山 律	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会14回のうち14回に出席し、企業管理の知見を活かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任大有監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,840千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,840千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、光馳科技（上海）有限公司、光馳科技股份有限公司（台湾）、光馳（上海）商貿有限公司及び光馳半導體技術（上海）有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会へ提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、又は監査業務停止処分を受ける場合等の当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合に、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス体制確立のため、コンプライアンス規程を定め、これらに従い、コンプライアンス経営を推進する。

コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンスに関する意識の高揚を図り、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。

コンプライアンス経営の確保を目的として、グループ全体を対象とした内部通報制度を設ける。当社及び子会社等においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、コンプライアンス委員会で対処方法等を速やかに検討し実施する。

財務報告に係る内部統制について、社内の責任体制等を明確にし、財務報告の信頼性を確保する。監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

内部監査部門は、内部統制の評価並びに業務の適正・有効性について監査する。

反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に係る情報、代表取締役の重要な決裁に係る情報については、法令・定款及び社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切な状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

健全な経営基盤の確立と安定した収益を確保するため、リスク管理に関する基本的な考え方、行動指針等を定めた「リスク管理方針」をリスク管理の最上位の方針と位置付け、基本方針に基づき、リスクの定義及び主管責任部門を定める。

代表取締役社長執行役員を委員長とするリスク管理委員会が、リスク管理方針を策定し、リスク管理規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。

リスクが顕著化した場合又はリスクが顕著化する恐れがある場合、リスク管理規程及び事故・災害時等の緊急対応時マニュアルに基づき、緊急対策本部を設置し迅速に対応する。

監査役及び内部監査部門は、統合リスクマネジメント体制の実効性について監査する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「取締役会」と取締役及び執行役員をもって構成する「経営会議」を意思決定・監督機関と位置付け設置する。
それぞれの運営及び付議事項等を定めた「取締役会規程」及び「経営会議規程」を制定する。
中期事業計画は経営会議、取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略及び諸施策を図る。
また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
- ⑤ 取締役の報酬の適正化を確保するための体制
報酬委員会を設置する。報酬委員会の委員は、取締役会において選定された取締役をもって構成する。報酬委員会の委員の過半数は社外取締役とする。
報酬委員会の運営及び付議事項等を定めた「報酬委員会規程」を制定する。
報酬委員会は、年度の役員報酬案等役員の報酬に関する事項について、過半数の賛成により承認する。また、報酬委員会は、職務の執行の状況を、定期的に取締役会に報告する。
- ⑥ 取締役の選解任の適正化を確保するための体制
指名委員会を設置する。指名委員会の委員は、取締役会において選定された取締役をもって構成する。指名委員会の委員の過半数は社外取締役とする。
指名委員会の運営及び審議事項等を定めた「指名委員会規程」を制定する。
指名委員会は、取締役及び執行役員の選解任等に関する事項について、審議し、取締役会に答申する。また、指名委員会は、職務の執行の状況を、適宜、取締役会に報告する。
(なお、指名委員会の運用は、2024年度からとなります。)
- ⑦ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づく子会社運営基準において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
当社及び子会社からなるグループ間の協調、連携及び情報共有並びに経営層による業務執行状況のモニタリングを目的として、毎月業務報告会を開催する。
当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内

外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

当社の各部門及び子会社は、業務遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

- ⑨ 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査役会が職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は当該従業員を置くものとする。
配置にあたっての従業員の人数、人選等については監査役の意見を十分考慮して検討する。
- ⑩ 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき従業員は、もっぱら監査役の指揮・命令に従うものとする。
監査役の職務を補助する従業員は、他部署を兼務しない。
- ⑪ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。
- ⑫ 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
取締役及び執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に、必要の都度、遅滞なく報告する。
取締役、執行役員及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ⑬ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

- ⑭ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

- ⑮ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、必要に応じ代表取締役、会計監査人、内部監査部門等とミーティングを行う。

監査役は、会計監査人、内部監査部門等と、情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

- ⑯ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理規程に基づきリスク管理委員会が各部門のリスク管理体制をモニタリングし、改善等の施策の提案・助言を行う体制となっている。また、コンプライアンス規程に基づきコンプライアンス委員会が、各部門におけるコンプライアンスの徹底を推進する体制としている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 職務執行の効率性及び適正性の向上

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役4名）で構成されており、その取締役会には監査役も出席しており、審議・決議の適法性及び健全性は担保されております。取締役は、取締役会を当期12回開催し、当社の経営方針及び経営戦略に係る事項をはじめ、各事業部門の業務執行状況の妥当性の確認、各種社内規程の改訂等、重要事項の審議・決議を行いました。

- ② 監査役の監査が実効的に行われることの確保

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役は、監査役会（当期14回開催）のほか、代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、コンプライアンスや内部統制の運用状況について確認したほか、社外取締役とも定期的に会合を行い、監査上の重要課題等について意見を交換し、非業務執行役員間での情報交換と認識共有を図りました。また、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席して情報収集を行い、経営監視の強化を図っております。

③ 内部監査体制

内部監査部門は、監査計画に基づき、内部監査を実施しております。また、当社の全部門について内部監査を実施し、結果を代表取締役社長執行役員及び監査役に報告しております。監査の結果、業務の適正性に重要な影響を与えるリスクはありませんでした。

④ 財務報告に係る内部統制

内部監査部門は、財務報告に係る内部統制が適正に運用されているか、重要な不備がないかについてモニタリングを行いました。また、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、必要な是正・改善を進めております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	57,631,999	流動負債	19,096,739
現金及び預金	33,054,217	支払手形及び買掛金	1,283,843
受取手形及び売掛金	5,486,144	短期借入金	400,000
仕掛品	9,199,169	リース債務	3,108
原材料及び貯蔵品	8,789,521	未払法人税等	523,362
その他	1,706,906	契約負債	14,743,418
貸倒引当金	△603,959	賞与引当金	361,599
固定資産	20,858,858	製品保証引当金	345,742
有形固定資産	11,406,542	その他	1,435,664
建物及び構築物	3,470,653	固定負債	2,478,247
機械装置及び運搬具	1,369,957	リース債務	7,974
土地	3,605,439	繰延税金負債	2,020,912
リース資産	10,119	退職給付に係る負債	230,209
建設仮勘定	2,796,514	資産除去債務	62,559
その他	153,858	その他	156,591
無形固定資産	423,626	負債合計	21,574,987
のれん	343,120	(純資産の部)	
その他	80,506	株主資本	51,134,022
投資その他の資産	9,028,688	資本金	400,000
投資有価証券	350,000	資本剰余金	9,348,189
出資金	6,161,169	利益剰余金	41,421,632
繰延税金資産	873,076	自己株式	△35,798
その他	1,644,441	その他の包括利益累計額	5,181,664
資産合計	78,490,857	為替換算調整勘定	5,181,664
		非支配株主持分	600,182
		純資産合計	56,915,870
		負債純資産合計	78,490,857

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	36,807,389
売上総利益	18,353,480
営業利益	18,453,908
受取利息	8,702,355
受取配当金	9,751,552
受取補助金	119,831
受取勘定外費用	3,288
受取債務の費用	23,649
受取勘定の費用	136,891
受取勘定の費用	63,367
受取勘定の費用	39,014
受取勘定の費用	5,098
受取勘定の費用	9,841
受取勘定の費用	3,831,706
受取勘定の費用	216,898
受取勘定の費用	12,868
受取勘定の費用	9,805
受取勘定の費用	4,086,218
受取勘定の費用	6,051,376
受取勘定の費用	53,868
受取勘定の費用	53,868
受取勘定の費用	5,997,508
受取勘定の費用	1,231,450
受取勘定の費用	93,115
受取勘定の費用	1,324,566
受取勘定の費用	4,672,941
受取勘定の費用	41,269
受取勘定の費用	4,631,671

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年 1 月 1 日から)
(2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	400,000	9,646,360	38,964,201	△57,646	48,952,915
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,174,241		△2,174,241
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,631,671		4,631,671
自己株式の処分		322,471		21,906	344,378
自己株式の取得				△59	△59
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△416,109			△416,109
連結子会社株式の売却 による持分の増減		△204,533			△204,533
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△298,171	2,457,430	21,847	2,181,107
当連結会計年度末残高	400,000	9,348,189	41,421,632	△ 35,798	51,134,022

	その他の包括利益累計額		非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	3,187,970	3,187,970	17,761	52,158,647
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△2,174,241
親会社株主に帰属する 当期純利益				4,631,671
自己株式の処分				344,378
自己株式の取得				△59
連結子会社株式の取得 による持分の増減				△416,109
連結子会社株式の売却 による持分の増減				△204,533
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	1,993,694	1,993,694	582,421	2,576,115
当連結会計年度変動額合計	1,993,694	1,993,694	582,421	4,757,222
当連結会計年度末残高	5,181,664	5,181,664	600,182	56,915,870

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	40,859,151	流動負債	15,583,725
現金及び預金	18,805,263	買掛金	1,259,869
受取手形	23,797	リース債務	2,049
売掛金	3,852,425	未払金	408,187
仕掛品	9,591,135	未払費用	1,103,428
原材料及び貯蔵品	451,945	未払法人税等	208,839
未収入金	7,744,019	契約負債	12,430,481
未消費税等	389,926	預り金	134,521
関係会社短期貸付金	235,000	賞与引当金	2,730
その他	251,122	製品保証引当金	30,559
貸倒引当金	△485,485	その他	3,058
固定資産	10,641,407	固定負債	452,601
有形固定資産	4,784,296	リース債務	6,936
建築物	1,422,288	退職給付引当金	230,209
構築物	228	資産除去債務	62,559
機械及び装置	488,058	その他	152,895
工具、器具及び備品	67,331	負債合計	16,036,326
土地	2,547,112	(純資産の部)	
リース資産	8,091	株主資本	35,464,232
建設仮勘定	251,185	資本金	400,000
無形固定資産	32,419	資本剰余金	10,517,213
投資その他の資産	5,824,691	資本準備金	2,186,800
投資有価証券	350,000	その他資本剰余金	8,330,413
関係会社株式	3,293,030	利益剰余金	24,582,817
出資金	56,938	利益準備金	7,000
関係会社出資金	897,830	その他利益剰余金	24,575,817
繰延税金資産	1,092,035	繰越利益剰余金	24,575,817
その他	134,855	自己株式	△35,798
資産合計	51,500,559	純資産合計	35,464,232
		負債純資産合計	51,500,559

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年 1 月 1 日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		31,819,048
売 上 原 価		23,143,220
売 上 総 利 益		8,675,828
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,721,991
営 業 利 益		3,953,836
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,118	
受 取 配 当 金	6,210,000	
そ の 他	29,313	6,248,432
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	156	
為 替 差 損	3,795,953	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	216,898	
そ の 他	14,105	4,027,114
経 常 利 益		6,175,154
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,184	6,184
税 引 前 当 期 純 利 益		6,168,969
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	600,804	
法 人 税 等 調 整 額	27,599	628,403
当 期 純 利 益		5,540,565

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年 1 月 1 日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	400,000	2,186,800	8,007,941	10,194,741	7,000	21,209,493	21,216,493
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△2,174,241	△2,174,241
当 期 純 利 益						5,540,565	5,540,565
自 己 株 式 の 処 分			322,471	322,471			
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	322,471	322,471	-	3,366,324	3,366,324
当 期 末 残 高	400,000	2,186,800	8,330,413	10,517,213	7,000	24,575,817	24,582,817

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	△57,646	31,753,588	31,753,588
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△2,174,241	△2,174,241
当 期 純 利 益		5,540,565	5,540,565
自 己 株 式 の 処 分	21,906	344,378	344,378
自 己 株 式 の 取 得	△59	△59	△59
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	21,847	3,710,643	3,710,643
当 期 末 残 高	△35,798	35,464,232	35,464,232

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

株式会社オプトラン
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 井 努
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 純 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプトランの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプトラン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

株式会社オプトラン
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新井	努
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本間	純子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプトランの2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

株式会社オプトラ 監査役会
常勤監査役 小林 信一
社外監査役 佐々田 博信
社外監査役 片山 律

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第25期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は2,190,747,300円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	はやし い へい 林 為 平 (1957年2月27日)	1981年2月 中国上海半導体デバイス研究所入所 1993年4月 株式会社東京電子冶金研究所 (現ティディーワイ株式会社)入社 2000年8月 当社入社 2001年5月 当社執行役員生産技術本部長兼生産部長就任 2001年6月 当社取締役就任 2003年11月 当社常務取締役上級執行役員生産・技術部長 兼コンポーネント準備室長就任 2006年3月 当社取締役就任 2006年4月 当社取締役上級執行役員就任 2006年5月 光馳科技(上海)有限公司総経理就任 2013年4月 光馳科技(上海)有限公司 副董事長就任 2013年10月 光馳科技股份有限公司(台湾) 董事長就任 2014年3月 当社代表取締役社長執行役員就任 2016年8月 光馳(上海)商貿有限公司代表就任(現任) 2017年4月 当社代表取締役社長執行役員 生産管理部長就任 2018年9月 当社代表取締役社長執行役員就任 2019年3月 光馳科技(上海)有限公司 董事長就任 2022年3月 当社取締役会会長就任(現任) 2023年3月 光馳科技(上海)有限公司 董事就任(現任) 2023年3月 光馳科技股份有限公司(台湾) 董事就任(現任)	795,280株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	はん 範 びん 賓 (1972年11月21日)	1994年 9 月 中国科学院上海技術物理研究所入所 2000年 2 月 当社入社 2008年 4 月 当社技術開発部長就任 2013年 4 月 当社執行役員技術開発部長就任 2014年 3 月 当社取締役執行役員技術開発部長就任 2014年 8 月 Optorun USA, INC.取締役CEO就任（現任） 2017年 3 月 当社常務執行役員技術開発部長就任 2017年 8 月 浙江晶馳光電科技有限公司董事就任（現任） 2018年 9 月 当社常務執行役員 技術開発本部長就任 2019年 3 月 当社取締役専務執行役員 技術開発本部長就任 2019年 3 月 光馳科技股份有限公司（台湾） 董事就任 2020年12月 Afly solution Oy取締役就任（現任） 2021年 3 月 光馳科技（上海）有限公司 董事就任 2022年 3 月 当社代表取締役社長執行役員兼 技術開発本部長就任（現任） 2023年 3 月 光馳科技（上海）有限公司 董事長就任（現任） 2023年 3 月 光馳科技股份有限公司（台湾） 董事長就任（現任） 2023年 7 月 ナノリソティックス株式会社取締役就任(現任) 資格：工学博士	517,534株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	こ ん ど う こ う じ 近 藤 宏 治 (1974年8月8日) 【新任】	1997年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2007年 7 月 Deloitte Italy S.p.A(デロイト イタリア) ミラノオフィス 駐在 2023年 4 月 当社執行役員経理財務部長就任(現任) 2023年 7 月 ナノリソティックス株式会社監査役就任(現任) 資格：公認会計士、公認情報システム監査人 公認不正検査士、公認内部監査人	7,880株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
4	りん 林 みん 敏 (1961年12月7日)	1984年4月 浙江水晶厂 副厂长就任 1993年4月 台州沃特电子有限公司 総経理就任 1997年4月 浙江水晶電子集团股份有限公司 副総経理董事就任 2002年8月 浙江水晶光電科技股份有限公司 董事長就任(現任) 2018年3月 当社社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 浙江水晶光電科技股份有限公司 董事長	-

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
5	やまざき なおこ 山崎 直子 (1970年12月27日)	<p>1996年4月 宇宙開発事業団(現国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 (JAXA))入社</p> <p>2010年4月 国際宇宙ステーション組立補給に従事</p> <p>2011年8月 JAXA退職</p> <p>2012年4月 立命館大学客員教授就任(現任)</p> <p>2012年7月 内閣府宇宙政策委員会委員就任</p> <p>2013年5月 女子美術大学客員教授就任(現任)</p> <p>2016年4月 京都大学大学院総合生存学館 特任准教授就任</p> <p>2017年9月 当社社外取締役就任(現任)</p> <p>2018年6月 株式会社トプコン社外取締役就任(現任)</p> <p>2018年7月 一般社団法人スペースポートジャパン 代表理事就任(現任)</p> <p>2020年6月 ファナック株式会社社外取締役就任(現任)</p> <p>2022年10月 慶應義塾大学グローバルリサーチインスティ テュート特任教授就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社トプコン社外取締役</p> <p>ファナック株式会社社外取締役</p> <p>慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート 特任教授</p>	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
6	た き ぐ ち た だ し 瀧 口 匡 (1962年4月3日)	1986年4月 野村證券株式会社入社 1997年11月 ウインドマーク投資顧問株式会社専務取締役 就任 2002年7月 株式会社アクセル・インベストメント代表取 締役就任 2005年12月 ウエルインベストメント株式会社代表取締役 社長就任 (現任) 2011年4月 早稲田大学ビジネススクール非常勤講師就任 2012年5月 文部科学省STARTプロジェクト (現科学技 術振興機構STARTプログラム) 代表事業プ ロモーター就任 2014年7月 日本ベンチャーキャピタル協会理事就任 2017年4月 学校法人早稲田大学客員教授就任 (現任) 2020年6月 株式会社フェイス取締役就任 (現任) 2020年10月 VALUENEX株式会社取締役就任 (現任) 2022年3月 当社社外取締役就任 (現任) 資格：学術博士Ph.D. (国際経営) (重要な兼職の状況) ウエルインベストメント株式会社代表取締役社長 学校法人早稲田大学客員教授 株式会社フェイス取締役 VALUENEX株式会社取締役	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
7	しまおか みきこ 島岡 未来子 (1969年2月4日)	<p>1994年4月 特定非営利活動法人グリーンピース・ジャパン入社</p> <p>2001年4月 特定非営利活動法人グリーンピース・ジャパンキャンペーン部長就任</p> <p>2008年4月 学校法人早稲田大学常勤嘱託（研究推進部勤務）</p> <p>2011年4月 公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)「ガバナンスと能力グループ」特任研究員就任</p> <p>2011年10月 学校法人早稲田大学商学大学院総合研究所WBS研究センター助手就任</p> <p>2014年4月 学校法人早稲田大学研究戦略センター講師就任</p> <p>2016年4月 学校法人早稲田大学研究戦略センター准教授兼WASEDA-EDGE人材育成プログラム事務局長代行就任</p> <p>2019年4月 学校法人早稲田大学政治経済学術院政治学研究科公共経営専攻教授兼リサーチイノベーションセンター兼任センター員兼WASEDA-EDGE人材育成プログラム事務局長就任</p> <p>2019年4月 神奈川県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科教授就任（現任）</p> <p>2021年9月 学校法人早稲田大学リサーチイノベーションセンター研究戦略セクション教授就任（現任）</p> <p>2023年3月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p>資格：博士Ph.D.（公共経営） （重要な兼職の状況） 学校法人早稲田大学教授</p>	—

- (注) 1. 所有する当社の株式数は、2024年2月20日現在の株式数を記載しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 瀧口匡氏が代表取締役社長を務めるウエルインベストメント株式会社は、当社が出資する早稲田投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。取引の規模及び性質に照らして重要なものではありません。
4. 当社は、2017年から5年間に亘って、瀧口匡氏が客員教授を務める学校法人早稲田大学に対し、年間1,000万円の寄付を行っていましたが、取引の規模及び性質に照らして重要なものではありません。
5. 当社は、2017年から5年間に亘って、島岡未来子氏が教授を務める学校法人早稲田大学に対し、年間1,000万円の寄付を行っていましたが、取引の規模及び性質に照らして重要なものではありません。
6. 林敏氏、山崎直子氏、瀧口匡氏及び島岡未来子氏は、社外取締役候補者であります。
7. 取締役(社外取締役を除く)候補者に関する事項

取締役候補者とした理由

林為平氏は、当社代表取締役社長執行役員として、また、当社取締役会長として、当社事業の全体的指揮を執り、当社事業の成長を牽引してまいりました。その豊富な経験と実績及び経営に対する見識により、当社経営への貢献をしていただけると考え、当社取締役候補者とするものです。

範實氏は、当社代表取締役社長執行役員兼技術開発本部長として、当社事業の全体的指揮及び当社技術開発における全体的指揮を執ってまいりました。その豊富な経験と実績により、当社経営への貢献をしていただけると考え、当社取締役候補者とするものです。

近藤宏治氏は、監査法人での幅広い執務経験があり、また、当社執行役員として、当社経営管理の指揮を執ってまいりました。その豊富な経験と実績、財務・会計等に関する高度な専門性及び経営管理に対する見識により、当社経営への貢献をしていただけると考え、当社取締役候補者とするものです。

8. 社外取締役候補者に関する事項

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

林敏氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、当社株主である浙江水晶光電科技股份有限公司の董事長であり、企業経営における豊富な経験及び高い見識を有しており、引き続き当該経験及び見識を活かして専門的な観点から当社の経営に対しの確かな助言をいただくことを期待したためであります。林敏氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

山崎直子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に直接関与された経験はありませんが、宇宙飛行士の経験があり、広く航空宇宙工学の知識・見識を有しており、引き続き当該経験及び知識・見識を活かして、特に宇宙工学及び経営管理の観点で、専門的な観点から当社経営への貢献をしていただけていただくことを期待したためであります。山崎直子氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって

6年6ヵ月となります。

瀧口匡氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、ベンチャーキャピタルの代表者であり、企業経営における豊富な経験及び高い見識を有しており、また、早稲田大学の客員教授として、ベンチャー企業設立のノウハウを生かした学生教育の経験があり、今後の当社事業運営に関し当該経験及び見識を活かして、的確な助言をいただくことを期待したためであります。瀧口匡氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

島岡未来子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に直接関与された経験はありませんが、早稲田大学教授として、長年、国際NPO組織及び大学教育の現場で、国際公共経済や新たな事業創出に関する学生教育に従事し、またベンチャー企業関連人材の育成にも取り組んだ経験があり、豊富な経験及び高い見識を活かして、当社の人材育成及び事業発展のためアドバイスいただけることを期待したためであります。島岡未来子氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

9. 当社は、林敏氏、山崎直子氏、瀧口匡氏及び島岡未来子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
10. 当社は、山崎直子氏、瀧口匡氏及び島岡未来子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年度も更新を予定しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員、諸役、退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等が補填されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の場合の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本議案の取締役候補者を原案どおり選任いただいた場合、取締役会及び監査役会の構成、並びに各人の主な専門性・経験は次のとおりです。

役職	氏名	専門性						
		企業経営	研究開発/ 技術/製造	グローバル	営業/ マーケティング	財務・ 会計	法務/コンプライア ンス/リスクマネジメント	人事/ 労務
取締役	林 為 平	○	○	○	○			
取締役	範 實	○	○	○	○			
取締役	近 藤 宏 治			○		○	○	○
取締役 (社外)	林 敏	○		○				
取締役 (社外)	山 崎 直 子		○	○				
取締役 (社外)	瀧 口 匡	○		○				
取締役 (社外)	島 岡 未 来 子						○	○
常勤 監査役	小 林 信 一						○	○
監査役 (社外)	佐々田 博 信					○	○	
監査役 (社外)	片 山 律						○	

上記一覧は、全ての専門性と経験を記載するものではなく、特に期待する分野について記載したのになります。

以 上

株主総会会場ご案内図



- 場所 株式会社オプトラン 2階 会議室
埼玉県鶴ヶ島市富士見6丁目1番1
TEL 049 (299) 8199
 - 交通 電車／東武東上線若葉駅(東口)から徒歩で約15分。
東武東上線若葉駅(東口)からバスで約3分。
バスについては、以下のとおりとなります。
若葉駅にて当社職員がバス乗り場のご案内をしております。
 - ①富士見工業会共同運行バス(無料)
乗車停留所 若葉駅 出発時間：9時16、9時19分
降車停留所 富士見工業団地入口(1つ目の停留所)
 - ②東武バス(有料)
乗車停留所 若葉駅 出発時間：9時15、9時37分
降車停留所 富士見六丁目(2つ目の停留所)
- ※ お車での来場はお遠慮ください。